

福知山市放課後児童クラブ利用申請に関する確認及び同意書

下記の事項を確認し、確認・同意欄に☐をしてください。確認と同意をいただけた方のみ児童クラブの申請及び利用が可能です。

確認事項及び同意事項	確認・同意欄
家庭状況の変更（ <u>退職・転職・就労条件の変更・転居・婚姻・妊娠・出産等</u> ）があった場合、変更があってから <u>1 週間以内</u> に必ず生涯学習課へ連絡し、生涯学習課が指定する期限内に必要な手続きをしてください。	☐
更新ありの勤務形態の方は、更新の度に <u>勤務証明書</u> を提出してください。なお提出は、 <u>更新日前 1 か月～更新後 2 週間以内</u> に行ってください (現在更新なしの場合も、転職等により更新ありの勤務形態になる場合があるため、同意してください)。	☐
<u>退部、利用区分変更等の手続きは、電話・郵送等では行えません</u> 。必ず生涯学習課の窓口で配布する所定の用紙にて手続きをしてください。	☐
その月に <u>1 日でも常時登録があれば、利用の有無にかかわらず常時料金が発生</u> します。常時登録の児童の退部、利用区分変更等は、 <u>月末までに手続き</u> をしてください。	☐
月の途中の入部や退部の場合でも、使用料の日割計算は行いません。	☐
退部の前には、必ず支払期限の到来した使用料が無いか確認してください。また、退部後に支払期限の到来した使用料は、必ず期限内にお支払いください。	☐
使用料の滞納、書類不備などがある場合、それが過年度のものであっても、その状況が解消されるまで児童クラブに入部できません。	☐
児童が他児童の所有物等、放課後児童クラブの施設や備品等に損害を与えた際、保護者に修繕、弁償等の責任を負っていただく場合があります。	☐
児童が他児童や指導員に対して逸脱した行為を行い、児童クラブの運営に支障をきたすおそれがある際、保護者の同意なく出席停止又は退部措置となる場合があります。	☐
<u>持病、アレルギーの有無、見守り時に配慮を要する事項</u> などは児童クラブ申請時に <u>必ずお伝えください</u> 。また、児童の見守りに必要な情報の聴取・資料提供等を関係機関等に依頼する場合があります。児童クラブでの見守りが困難な状態の児童は、児童クラブへの入部が保留又は取消しになる可能性があります。	☐
当該年度の入部案内の説明を文書で確認し、記載内容について同意します。	☐

上記の事項について確認・同意をします。また、上記の事項や福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例に違反した場合や逸脱した行為を行った場合、児童クラブの入部が取消しになることに同意します。

令和 年 月 日

確認及び同意書の提出は、申請児童の人数にかかわらず 1 枚で差し支えありません。

申請者(保護者) _____